

青森県報

号外第四十九号

平成十八年
五月一日
(月曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十七号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則(昭和三十年四月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の(一)中「二百三十八万五千円」を「二百三十四万二千円」に改め、同表の三の三の(一)の表中

一七、三〇〇円	三三、二〇〇円	三三、七〇〇円	三九、一〇〇円	四九、六〇〇円
二六、五〇〇円	三六、八〇〇円	五二、四〇〇円	六〇、三〇〇円	七五、六〇〇円

を

一七、二〇〇円	三三、一〇〇円	三三、六〇〇円	三九、〇〇〇円	四九、五〇〇円
二六、四〇〇円	三六、七〇〇円	五二、三〇〇円	六〇、一〇〇円	七五、四〇〇円

に改め、同三の(一)の表中

一三、三〇〇円	一三、七〇〇円	一七、五〇〇円
一六、九〇〇円	二〇、〇〇〇円	二五、三〇〇円

を

一三、三〇〇円	一三、七〇〇円	一七、七〇〇円
一六、八〇〇円	一九、九〇〇円	二五、一〇〇円

に改め

同表の六の二中「五十一万円」を「五十万円」に改め、同表の九の三中「十九万三千円」を「十九万九千円」に、「十五万四千四百円」を「十五万九千二百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県災害救助法施行細則別表第一の九の三の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則七・〇(給料等の支給)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月一日

目 次

規 則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉課) ……一

人 事 委 員 会

人事委員会規則七・〇(給料等の支給)の一部を改正する規則……………(職員課) ……一

人事委員会規則七・三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則……………(同) ……二

人事委員会規則七・五五(復職時等における号給の調整)の一部を改正する規則……………(同) ……二

人事委員会規則七・六七(管理職手当)の一部を改正する規則……………(同) ……二

人事委員会規則七・八〇(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)の一部を改正する規則……………(同) ……三

人事委員会規則七・一七二(退職手当の支給の一時差止処分に関する規則)の一部を改正する規則……………(同) ……三

人事委員会規則九・三(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を改正する規則……………(同) ……三

規 則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・〇（給料等の支給）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・〇（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

第五条の四中「派遣先団体」を削り、「をいう。」の「を」において就いていた業務に係る」に改め、「第七条第二項に規定する通勤」の下に「（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）」を加え、「特定法人」を削り、「労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤」の下に「（当該派遣先の特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七・〇（給料等の支給）の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

人事委員会規則七・三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第六の医療職給料表(三)初任給基準表の備考第三項中「二級一三号給」を「二級一五号給」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七・三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

人事委員会規則七・五五（復職時等における号給の調整）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・五五（復職時等における号給の調整）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・五五（復職時等における号給の調整）の一部を次のように改正する。

別表の備考中、「通勤」の下に「（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七・五五（復職時等における号給の調整）の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

人事委員会規則七・六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・六七（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。別表中

選挙管理委員会 の事務部局	事務局次長	百分の十六
------------------	-------	-------

を

選挙管理委員会 の事務部局	事務局次長 副参事	百分の十六 百分の十
------------------	--------------	---------------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七・六七（管理職手当）の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

人事委員会規則七・八〇（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・八〇（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・八〇（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第五号中「派遣先団体」を削り、「をいう。」の「を」において就いていた業務に係る」に改め、「第七条第二項に規定する通勤」の下に「（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）」を加え、「特定法人」を削り、「労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤」の下に「（当該派遣先の特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七・八〇（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当）の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

人事委員会規則七・一七二（退職手当の支給の一時差止処分に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七・一七二（退職手当の支給の一時差止処分に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・一七二（退職手当の一時差止処分に関する規則）の一部を次のように改正する。

別記様式第二中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七・一七二（退職手当の支給の一時差止処分に関する規則）の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

人事委員会規則九・三（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月一日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則九・三（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等）の一部を改正する規則

人事委員会規則九・三（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第四条（二十五年以上勤続して退職した者のうちその者の都合」を「第三条（二十五年以上勤続して退職した者のうち傷病（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下同じ。）により退職した者に係る退職手当に関する部分に限る。）、「第四条（十一年以上二十年未満の期間勤続して退職した者で、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月青森県条例第四号）第二条の規定により退職した者（同条例第四条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者、通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。）による傷病により退職した者又は死亡（公務上の死亡を除く。）」に改める。

附則第六項の見出し中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項中「第五条の二まで及び第六条」を「第五条の三まで、第六条から第六条の三まで及び第六条の五」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項第一号中「第五条の二まで及び第六条」を「第五条の三まで、第六条から第六条の三まで及び第六条の五」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項第二号中「前条」を「前項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則九・三（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等）の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭